

5 こどもを貧困や児童虐待から守る

現状と課題

- ・児童虐待件数が年々増加しており、こどもの命を守るため、早期発見・早期対応が必要です。
- ・ヤングケアラーの状況にあるこども、貧困の状況にあるこどもがいる現状から、社会的に孤立しないための支援が必要です。

(1) 児童虐待防止対策の充実

○目標・方向性

- ・児童虐待件数が増加している現状から相談体制の充実や虐待防止啓発の実施により、児童虐待の未然防止及び早期対応に努めます。
- ・地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修等を実施します。
- ・関係機関と連携をしながらケース検討会議等において情報共有及び対応策の検討を行うことにより、児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行います。

○主な事業・取組（★…法定事業）

① 近江八幡市要保護児童対策地域協議会※【こども家庭センター】

児童虐待の未然防止、早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報の共有及び対応策等の検討、児童虐待に関する啓発を行います。こども家庭センターに保健師・社会福祉士・臨床心理士等専門職を配置することで、あらゆる相談に対応できるよう努めます。また、困難を抱える家庭については、組織的に検討を行いチームとして重層的な支援を行います。

※虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関（児童福祉法第25条2）

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
児童虐待防止月間における街頭啓発	1回/年	1回/年

② 子育て短期支援事業【こども家庭センター】★

保護者が、疾病・就労等、心身上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
実施箇所数	5箇所	6箇所

(2) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

○目標・方向性

- ・貧困の状況にあるこども等が、孤立せず、自立した生活を送ることができるよう学習支援や生活支援の充実を図ります。

- ・経済的に困っている保護者等に対して、経済的支援の充実を図ります。
- ・貧困の状況にある家庭が、安定した生活が送れるよう親の就労支援や自立支援の充実を図ります。

○主な事業・取組

① こどもの生活・学習支援事業【福祉政策課】【こども家庭センター】

生活困窮世帯、ひとり親家庭世帯等のこどもを対象に、生活習慣を身につけたり、他者との交流や相談をしたりできる機会となる居場所を提供し、生活支援及び学習支援を行います。

指標
上記の生活・学習支援の場の提供について検討し、計画期間内（R11）の整備を図る

② 児童・生徒就学援助費給付制度【学校教育課】

経済的に困っている保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を「就学援助費」として給付します。

指標
近江八幡市内の小中学校に在籍している児童・生徒の保護者に対して、就学援助についての案内文書を配布して制度を周知し、適切な支援を継続する

（３）ヤングケアラー支援

○目標・方向性

- ・ヤングケアラーの把握のための調査を行い、実態把握に努めます。
- ・ヤングケアラーの状態にあるこどもが、学習の機会や安定した生活が保障されるよう、支援の充実を図ります。
- ・関係部署や支援団体、地域と連携しながら家族の世話などにかかる負担を軽減又は解消するため、家庭に対する必要なアセスメントにより、世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

○主な事業・取組

①ヤングケアラーに関する啓発活動【こども家庭センター】

ヤングケアラー支援の理解促進のための研修会等を実施します。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
ヤングケアラーの市民啓発活動と窓口の周知	1回/年	1回/年

② ヤングケアラーに関する相談窓口の設置【こども家庭センター】

ヤングケアラーである当事者が、相談できるように相談窓口を設置し、適切な相談支援を実施します。

指標
適切な相談を継続して実施